

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律 (気候変動等対応品種法) に基づく基本方針 (案) について

説明資料

令和 8 年 9 月
農林水産省

目 次

1. 気候変動等対応品種法の概要

2. 農林水産大臣が定める基本方針について（法第5条）

3. 基本方針（案）の概要

4. 基本方針（案）の各項目の概要

（1）重要品種に関する基本的な事項

（2）重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する目標

（3）重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

（4）都道府県基本計画の内容

（5）都道府県基本計画の策定に向けた都道府県に対する情報の提供

（6）重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

（7）重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項

（参考）育成・普及すべき重要品種の考え方

1. 気候変動等対応品種法※の概要

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

- 農業者の減少や気候変動に対応した多収性や高温耐性等の重要な形質を有し、広域で利用可能な品種（重要品種）を産官学の連携により育成するとともに、その種苗の生産を振興し、迅速に生産現場に普及していくことが重要。
- このため、新たな法制度において、国の主導の下、重要品種の育成と種苗生産を振興する計画制度を創設。

国の基本方針（国が重要品種の育成・普及の旗振り役）

- ・ 育成・普及すべき重要品種（高温耐性・耐病性・多収性等）の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性（ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及）
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護
- ・ 重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成・確保、国際的な連携の確保 等

重要品種の育成の振興

↑ 申請

↓ 認定

重要品種育成事業計画

（農研機構、都道府県、民間企業等が単独又は共同で作成）

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等



・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等



・ 品種登録出願の義務化
・ 品種登録出願料等の減免

情報提供※

※育成された新品種の情報
を国が都道府県に提供

重要品種の種苗生産の振興

↑ 協議

↓ 同意

都道府県基本計画

（都道府県が作成）

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

↑ 申請

↓ 認定

重要品種種苗生産事業活動計画

（種苗生産者が単独又は共同で作成）

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成



- ・ 種苗生産者等による
 - ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場合への参加の申出が可
 - ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
 - ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

制度的な対応とあわせて、予算措置により、重要品種の育成・普及を支援

基本方針について

2. 農林水産大臣が定める基本方針について（法第5条）

第五条 農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

二 重要品種育成事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 重要品種育成事業の促進の意義及び目標

ロ 重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

ハ 重要品種育成事業に係る国、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標

ロ 重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

ハ 重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

四 第十二条第一項に規定する都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3. 基本方針（案）の概要

第一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

＜重要品種の種苗の普及の意義＞

近年の我が国の農業をめぐる情勢の変化に対応するためには、これに対応する形質に係る特性を有し需要に的確に対応した品種の育成や、その種苗の効率的な生産が不可欠。

＜重要品種に関する基本的な事項＞

重要品種は、①省力化や多収化等に資する形質に係る特性を有し、②二以上の都道府県への供給を制限せず広域に普及可能であり、③品種登録を受けたものとする。

第二 重要品種育成事業の促進に関する事項

＜重要品種育成事業の促進の意義及び目標＞

- 重要品種の利用までを見据え、品種育成機関が連携して実需者ニーズに沿った品種育成を進める必要があることから、重要品種育成事業を促進。
- 令和12年度までに、認定重要品種育成事業者により35の品種が育成されることとする。

＜重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項＞

【重要品種育成事業計画の主な記載事項】

- 重要品種育成事業の目標
- 育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性
- 育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置
- 重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間
- 重要品種育成事業の実施体制

＜重要品種育成事業に係る国、研究機関、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項＞

国は、関係者間の連携及び協力が促進されるよう支援に努めるものとし、品種育成機関は、それぞれの強みを生かしながら、実需者等の意見を反映し、事業を行うこととする。

第三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

＜重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標＞

- 重要品種の種苗を効率的に生産し広域に普及させるため、良好な生産団地の形成や農地の集団化等に取り組む必要があることから、重要品種種苗生産事業活動を促進。
- 令和12年度までに、認定重要品種種苗生産事業活動実施者により35の重要品種の種苗生産が実施されることとする。

第三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項（続き）

＜重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項＞

【重要品種種苗生産事業活動計画の主な記載事項】

- 重要品種種苗生産事業活動の目標
- 重要品種種苗生産事業活動の内容
- 重要品種種苗生産事業活動の実施期間
- 重要品種種苗生産事業活動の実施体制
- その他、種苗生産ほ場の集団化等や品種の交雑防止に向けた取組を行うことが望ましい。

＜重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項＞

国は、関係者間の連携及び協力が促進されるよう支援に努めるものとし、地方公共団体は、地域の実態を踏まえて必要な施策を講じ、関係者は、技術指導や流通等において連携及び協力を図り、事業を行うこととする。

第四 都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

＜都道府県基本計画の主な内容＞

- 重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称
- 重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標
- 重要品種種苗生産事業活動の内容
- 実施区域
- 実施区域においてその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称及びその種苗の良好な生産団地の形成
- 生産された種苗を広域に普及させるための措置
- その他、関係者との相互連携と合意形成を促す取組や、人材の確保に関する事項、知的財産の保護に関する取組について定めることが望ましい。

＜都道府県基本計画の策定に向けた都道府県に対する情報の提供＞

国は、都道府県に対して、都道府県基本計画の作成及び実施に資するため、育成された重要品種に関する情報や他の都道府県基本計画に関する情報等を提供する。

第五 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項

国は、以下の事項に留意して施策を総合的に推進する。

- スマート育種支援システム等の先端技術の活用を進める。
- 研究機関を中心とした産官学連携の強化を図る。
- 品種育成に向けた人材の育成や、種苗生産者の確保に努める。
- 重要品種や基盤技術等に関する知的財産の保護等の取組を推進する。
- 国際機関等との連携により、重要品種の適正な利用や国外の知見の導入等を図る。
- 関連する予算事業上の措置を講ずるよう努める。
- 関連施策との連携を強化し、その効果が多面的に波及するよう取り組む。

4. 基本方針の各項目の概要

(1) 重要品種に関する基本的な事項

【基本方針第1の2 関係】

- 重要品種は、①省力化や多収化等に資する形質に係る特性を有し、②二以上の都道府県への供給を制限せず広域に普及可能であり、③品種登録を受けたものとする。

「農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性」について

＜基本方針第1の2(1)＞

次の①から④までのうち1以上の形質に係る特性を保持しているもの。

- ① 播種、栽培管理、収穫等における機械作業適性、直播適性、単為結果性等の**省力化**に資する形質に係る特性
- ② 単収の増加又は高位安定化、加工における歩留まりの向上等の**多収化**に資する形質に係る特性
- ③ 高温耐性、病虫害抵抗性等の**気候変動等**に起因する植物の生育への**影響を緩和**する形質に係る特性
- ④ その他農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性

【形質に係る特性のイメージ】

- **省力化に資する特性**
機械収穫しやすい形状



一般的な品種 機械収穫対応品種

- **多収化に資する特性**
大粒化等による単収増加



- **気候変動等による生育への影響緩和に資する特性**
トマトの高温による裂果耐性



- かんきつの浮皮耐性



「広域に普及することが可能なもの」について

＜基本方針第1の2(2)＞

当該品種の種苗が、その実情を踏まえた上で、**育成者権や商標権等の許諾、販売に係る契約、種苗の秘匿その他の手段により、**

- ① **二以上の都道府県の区域への供給** 又は
- ② **二以上の都道府県の区域におけるその種苗を用いることにより得られる収穫物の生産等**

が制限されるものでなく、広域に普及することが可能なものであること。

【広域への普及のイメージ】

- **全国を対象**
利用許諾の制限はせず、全国で栽培可能



- **地域ブロックを対象**
(例)気候の適性の面から、九州各県で普及を目指す



(2) 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する目標

【基本方針第2の1(2)、第3の1(2)関係】

- 本法律は、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを目的としているため、重要品種育成事業および重要品種種苗生産事業活動の促進に関する目標を設定する。

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

2 目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧（※目標年度は令和12年度）

(1) 我が国の食料供給

・ 多収化や高温耐性などに資する品種の育成 35品種（純増）

本法は、食料・農業・農村基本計画に位置付けられた施策を具体化したものとして立案されたことを踏まえ、目標を設定

【重要品種育成事業の促進の目標】＜基本方針 第2の1(2)＞

令和12年度までに認定重要品種育成事業者により、35の品種が育成されることとする。



認定重要品種育成事業者により育成された品種を含む、重要品種に該当する品種の種苗の広域への普及が必要

【重要品種種苗生産事業活動の促進の目標】＜基本方針 第3の1(2)＞

令和12年度までに認定重要品種種苗生産事業活動実施者により、35の重要品種についてその種苗の生産が実施されることとする。

(3) 重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

【基本方針第2の2関係】

- 品種育成者（農研機構、都道府県、民間企業等）が作成する重要品種育成事業計画の主な記載事項は以下のとおり。
 - ① 育成する品種を普及させようとする地域及び面積に関する目標、② 育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性、③ 育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置、④ 事業の行程及び実施期間、⑤ 実施体制等

① 重要品種育成事業の目標 <基本方針第2の2(1)>

- ・ 育成をする品種を普及させようとする地域及び面積に関する目標を設定。
 - ※置換えが可能な現行品種の普及地域・面積や、新たに普及させようとする産地の栽培面積等から推定し、記載することを想定。

② 育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性 <基本方針第2の2(2)>

- ・ 次の（i）及び（ii）の要件を満たすものとする。
 - （i）基本方針第1の2(1)に定める形質に係る特性を含むものであること。
 - （ii）特性の全部又は一部が、日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されることが見込まれるものであること。

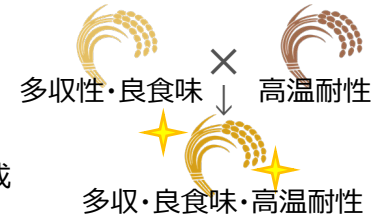
③ 育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置 <基本方針第2の2(3)>

- ・ 次の（i）及び（ii）の要件を満たすものとする。
 - （i）育成をする品種を広域に普及させるため、品種の地域適応性に関する評価又は品種の利用に関わる農業者や実需者からの実用性に関する評価等の取組が計画されていること。
 - （ii）育成をする品種や重要品種育成事業の実施体制等に照らして、当該品種の種苗が、可能な限り広域に普及するよう方針を定めていること。

【重要品種育成事業計画における取組イメージ】

品種育成

- ・ 高温耐性や多収性等の農業課題に対応した形質を設定
- ・ 対照とする現行の普及品種と比較して新規性や優位性がある品種を育成



+

育成品種の実用性の評価

早期の広域普及を推進するため、育成段階から農業者や実需者から評価を実施



+

広域普及

広域普及に向けて育成した品種の普及目標・方針を策定し、出口を見据えた品種育成・普及活動を推進

【普及目標・供給方針】

- ・ 関東以西にOha普及
- ・ 利用許諾の制限は行わず、全国で栽培可能とする



(3) 重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項 (続き)

【基本方針第2の2関係】

④ 重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間

＜基本方針第2の2(4)＞

- ・ 実施期間は育成をする品種の品種登録出願を行うまでとし、5年間を目途に設定。

※ただし、品種育成の難度に照らして相当な期間を要すると認められる場合には、5年を超える期間でも設定可能。

⑤ 重要品種育成事業の実施体制

＜基本方針第2の2(5)＞

- ・ 品種育成機関や、育成をする品種の実用性等に関する評価等の取組を行う農業者、実需者等が共同して申請可能。
- ・ 国内の農業者、実需者の需要、評価、意見等を踏まえる必要があること、国内で利用可能な重要品種の育成に継続的かつ効果的に取り組む必要があることから、重要品種育成事業の実施に係る拠点を本邦に有していることを要件とする。

(4) 都道府県基本計画の内容

【基本方針第4の2関係】

- 重要品種種苗生産事業活動の促進には、種苗生産の方向性を定め、技術指導等を行ってきた**都道府県の役割が重要**。
- 都道府県が地域の実情を踏まえて種苗生産の方向性を定め、**重要品種や実施区域等を設定**し、効率的な生産を促進。併せて、重要品種の広域普及に向け、自県のみに留まらない**種苗の広域供給を可能とする取組を位置付け**。

①重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称

(例) 水稻(●●●、▲▲▲)、たまねぎ(◆◆◆)・・・

②重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標

5年間を目途として期間を定め、重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標として、その種苗の広域の普及を図ることに資するよう、**単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗の生産に係る労働時間の低減等を定める**。

③重要品種種苗生産事業活動の内容

②で定める目標の達成への寄与、地域における種苗の生産及び種苗の生産を取り巻く周辺の状況を勘案し、重要品種種苗生産事業活動の促進に向けた方針を定める。

④実施区域

市町村、農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位等、自然的及び社会的諸条件からみて一定のまとまりを有する区域を基本とする。

⑤実施区域においてその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称

①で定める重要品種の中から、**④で定める実施区域において種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称を定める**。

⑥実施区域における重要品種の種苗の良好な生産団地の形成

実施区域において推進する栽培の管理等に関する事項について定める。また、法第20条第1項に規定する栽培管理協定の意義や締結に当たっての留意事項等について定めるよう努める。

⑦生産された種苗を広域に普及させるための措置

他の都道府県への重要品種の種苗の円滑な供給に向けた連携に関する措置について定める。

⑧その他重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

関係者との相互連携や合意形成への配慮、技術指導の実施、知的財産の保護に関する取組等について定めることが望ましい。

(5) 都道府県基本計画の策定に向けた情報の提供

【基本方針第4の3関係】

- 都道府県基本計画の作成・実施に資するため、法第14条に基づき、**重要品種育成事業計画で育成された品種及び重要品種の要件を満たす既存品種について、都道府県へ情報提供を行う。**

【情報提供の対象となる品種】

①重要品種育成事業計画で育成された品種

- ・ 本法に基づき育成され、品種登録出願された品種について、出願公表時及び品種登録時に情報提供

+

②重要品種の要件を満たす既存品種

- ・ 基本方針第1の2に掲げる重要品種の要件を満たす既存品種について情報提供
- ※ 農研機構が育成した品種をはじめとして、要件を満たす品種をリスト化

【情報提供の主な内容】

品目及び用途、品種名、普及対象地域、品種の特性、栽培上の注意事項 等

【留意点】

- ・ 国からの情報提供を踏まえて、各都道府県が基本計画において重要品種を設定。
(要件に合致していれば、情報提供された品種以外も設定可能。)
- ・ 都道府県基本計画に位置付けられた重要品種が、重要品種種苗生産事業活動計画の対象品種となる。

(6) 重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

【基本方針第3の2関係】

- 種苗生産者が作成する重要品種種苗生産事業活動計画の主な記載事項は以下のとおり。
 - ①重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標、②重要品種種苗生産事業活動の内容、③実施期間、④実施体制、⑤種苗生産ほ場の集団化等に向けた取組や、品種の交雑防止に向けた取組等

① 重要品種種苗生産事業活動の目標 <基本方針第3の2(1)>

- ・ 重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標として、単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗の生産に係る労働時間の低減等を設定。

※都道府県基本計画に定められた目標から選び、定量的な目標数値を設定。

② 重要品種種苗生産事業活動の内容 <基本方針第3の2(2)①>

- ・ 次の（i）から（iii）までの要件を満たすものとする。
 - （i）都道府県基本計画の中で定められた**実施区域において、重要品種として定められた品種の種苗を生産する**ものであること。
 - （ii）**都道府県基本計画の内容に整合的**なものであること。
 - （iii）**実施期間中に継続して行われる**ものであること。

③ 重要品種種苗生産事業活動の実施期間 <基本方針第3の2(2)②>

- ・ 実施期間は**5年間を目途に設定**。
 - ※ただし、生産する品目に照らして事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には、**都道府県基本計画の期間との整合を図った上で、5年を超える期間でも設定可能**。

（６）重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項（続き）

【基本方針第３の２関係】

④ 重要品種種苗生産事業活動の実施体制 <基本方針第３の２(3)>

- ・ 種苗生産を行う農業者や民間種苗団体等が申請可能。
- ・ 国内の農業者、実需者の需要、意見等を踏まえる必要があること、国内で利用可能な重要品種の種苗の生産に継続的かつ効果的に取り組む必要があることから**重要品種種苗生産事業活動の実施に係る拠点を本邦に有している**こと。

⑤ その他の事項 <基本方針第３の２(4)>

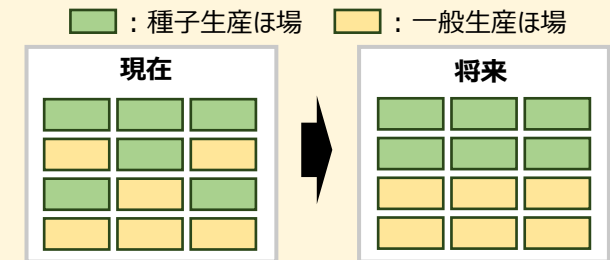
- ・ 特に、種苗の効率的な生産のために、以下の取組を行うことが望ましい。

（ｉ）種苗生産ほ場の集団化等に向けた取組

- ・ 農地の分散解消等により作業を効率化を図るための農地の集団化
- ・ 農業経営基盤強化促進法の特例により、地域計画の協議の場へ参加することが可能



地域計画の協議の場への参加



農地の集団化のイメージ

（ii）品種の交雑防止に向けた取組

- ・ 種苗の品質向上のため、栽培品種や栽培管理方法等の調整（ゾーニング）による交雑防止
- ・ 協定の締結と市町村長の認可により、農地の継承者に協定の効力が維持



地域ぐるみでの協定の締結



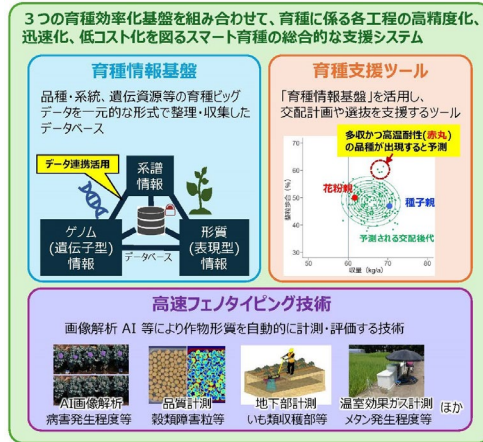
種苗生産における共同作業

(7) 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項

【基本方針第5関係】

先端技術の活用

- 品種育成の迅速化・効率化に向けて、現在国で構築を進めている「**スマート育種支援システム**」の利活用を図る。
- これらを始めとする先端技術は、**消費者等に対して情報の提供を適切に行いつつ、社会課題の解決に有用な分野で活用を進める。**



スマート育種支援システム

農研機構を中心とした産官学連携の強化

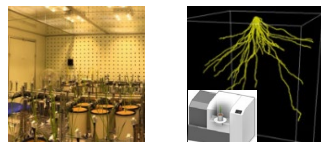
- 農研機構と他の品種育成機関の連携に向けた取組を推進するとともに、農研機構が有する研究開発設備等の供用等を通じた技術的支援を実施。**

人工気象室



- 様々な環境条件を再現・実現し、高温耐性の検定等が可能

栽培室・計測室



- ポット毎の土壌環境の制御や、X線CTを用いた地下部の非破壊計測が可能

農研機構が有する研究開発設備の例

人材の育成及び確保

- 重要品種の育成に必要な知識や技術の習得に向けて、**品種育成に関する試験研究の指導や技術習得に向けた講習等**を実施。
- 新たに種苗の生産に取り組む者が経験者等からサポートを受けられる体制の整備等を行い、種苗生産者の確保に努める。

知的財産の保護

【国の取組】

- 知的財産に関する戦略や方針等の改訂を進め、**重要品種や基盤技術等に関する知的財産の保護**の取組を推進。
- 海外における品種登録出願や海外ライセンスの推進等、**品種の保護・活用のための環境整備**に取り組む。

【認定事業者の取組】

- 品種登録の実施**のほか、認定種苗生産事業者、農業者、実需者は、利用する**重要品種の種苗管理の徹底や、重要品種の保護**に必要な事項に取り組む。

国際的な連携の確保

- 国際機関と共同して、品種育成に関する試験研究、品種育成に資する遺伝資源の収集・保存、これらを担う研究者の養成やその成果の普及及び活用を図る。**



国際機関と連携した品種育成（早朝開花性イネ※）の例

※高温となる日中を避け、気温の低い早朝に開花することで、稈実率が向上するイネ。

関係する予算事業上の措置等

- 認定事業者に対する優先採択等の優遇措置等を講ずるよう努めるほか、関連施策との連携を強化する。

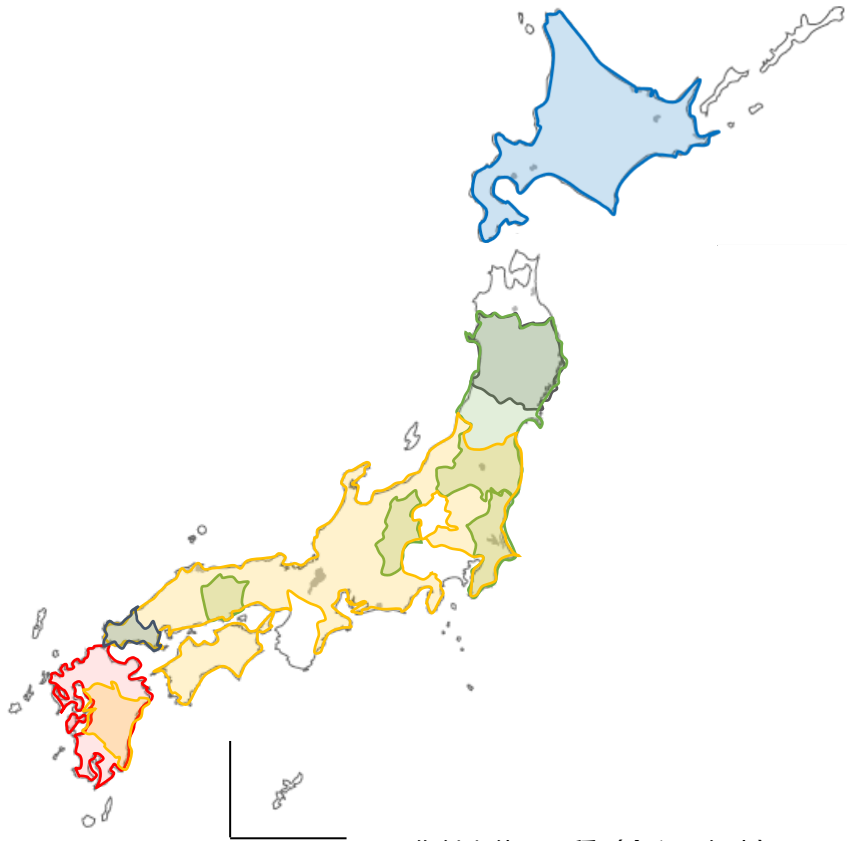
育成・普及すべき重要品種の考え方

品種育成機関が共通の育成目標を掲げ、産官学連携による効率的な品種育成体制の構築につながるよう、主要品目ごとに、現行で大宗を占める主要な品種と問題点を分析し、優先的に育成、普及を進めるべき形質と、現行で対応可能な既存品種を整理したもの。

各品目における育成を進めるべき形質については、今後定める「重要品種育成事業計画に係る認定等事務取扱要領」及び「重要品種種苗生産事業活動の促進等に関するガイドライン」で示す予定。

育成・普及すべき重要品種の考え方（水稻）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 6 年度）

品種名	シェア（%）
コシヒカリ	32.6
ひとめぼれ	8.4
ヒノヒカリ	7.1
あきたこまち	6.7
ななつぼし	3.4

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和 7 年度米の農産物検査結果」（令和 8 年 3 月 31 日現在（速報値））に基づき当該品種作付面積推定 1000ha を超える道府県としている。

出典：（公社）米穀安定供給確保支援機構

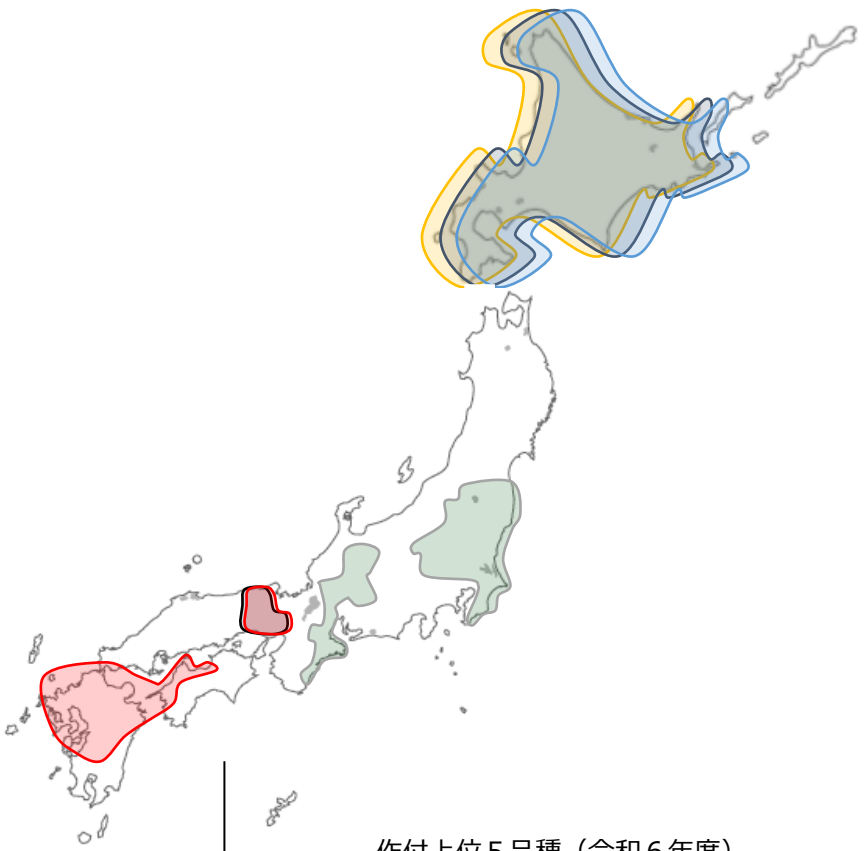
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な 普及品種	生じている課題と求められる形質		課題に対応可能な 既存品種と有する形 質（例）
		共通課題	地域別課題	
北海 道	ななつぼし	● 人手不足や規模拡大に伴う移植栽培の負担増加【直播適性】 ● 食料の安定供給の確保（増加する中食・外食産業に仕向けられる業務用ニーズへの対応）【多収性】 ● 気温上昇による胴割れ・白未熟粒の発生【胴割れ耐性、高温登熟耐性】 ● 気候変動による病害虫の発生・被害の拡大【いもち病抵抗性、斑点米カメムシ・イネカメムシ抵抗性】	—	さんさんまる 【直播適性、病害抵抗性】
東北	ひとめぼれ		しふくのみり 【直播適性、多収性】	
北陸	コシヒカリ		● 気温上昇による高温不稔の発生【早朝開花性、高温不稔耐性】 ● 気候変動による病害虫の発生・被害の拡大【縞葉枯病抵抗性、粉枯細菌病抵抗性】	にじのきらめき 【多収性、高温登熟耐性、縞葉枯病抵抗性】
関東	コシヒカリ		● 気温上昇による高温不稔の発生【早朝開花性、高温不稔耐性】 ● 気候変動による病害虫の発生・被害の拡大【紋枯病・粉枯細菌病・縞葉枯病抵抗性・トビロウカ抵抗性】 ● 気温上昇による生育可能期間の変化【再生二期作適性】	にじのきらめき 【多収性、高温登熟耐性、縞葉枯病抵抗性】
東海				
近畿				
中国・四国				
九州・沖縄	ヒノヒカリ		みなもさやか 【多収性、高温登熟耐性、病害抵抗性】	

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（小麦）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 6 年度）

No.	品種名	シェア（%）
1	きたほなみ	38.4
2	ゆめちから	9.8
3	シロガネコムギ	7.0
4	春よ恋	6.6
5	さとのそら	6.4

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和7年産麦類の農産物検査結果」（令和8年3月31日現在（速報値））に基づき当該品種作付面積推定100haを超える道県としている。

出典：農林水産省 麦の生産をめぐる事情

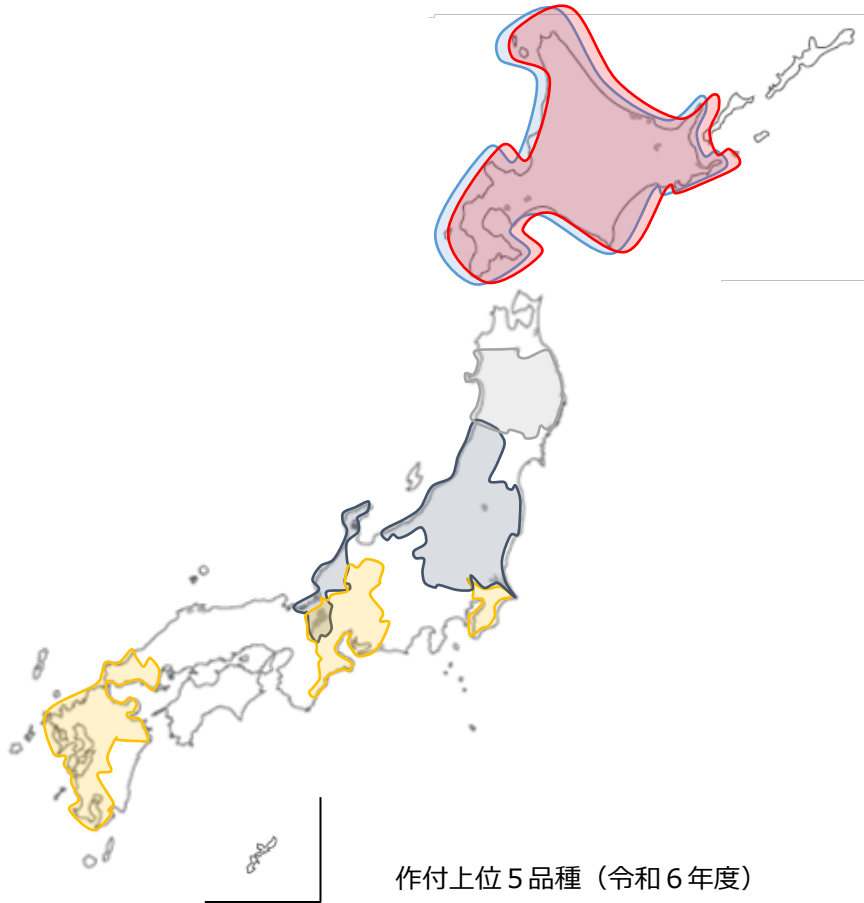
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質		課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
		共通課題	地域別課題	
北海道	きたほなみ ゆめちから 春よ恋	- 食料の安定供給の確保（輸入から国産への切り替えに向けた生産性向上）【多収性】 - 気温上昇や降水量の増加による赤かび病等の発生・被害の拡大【病害抵抗性（赤かび病）】 - 国内外の経済情勢等の変化による化学肥料のコスト増、環境負荷の低減【施肥量の低減に資する形質（BNI）】	- 気温上昇や降水量の増加による病害等の発生・被害の拡大【病害虫抵抗性（赤さび病）、穂発芽耐性】 - 土壌病害の発生拡大【病害抵抗性（縞萎縮病、萎縮病）】	きたほなみR 【病害虫抵抗性（縞萎縮病）、穂発芽耐性】 ゆめほわいと 【病害虫抵抗性（縞萎縮病、萎縮病）穂発芽耐性】
東北	ゆきちから		気温上昇や降水量の増加による病害等の発生・被害の拡大【穂発芽耐性】	夏黄金 【病害虫抵抗性（縞萎縮病、赤かび病）、穂発芽耐性】
北陸			気温上昇や降水量の増加による病害等の発生・被害の拡大【病害虫抵抗性（赤さび病、うどん粉病等）、秋播性付与】	—
関東	さとのそら			
東海	あやひかり きぬあかり			
近畿	びわほなみ ふくさやか		- 気温上昇や降水量の増加による病害等の発生・被害の拡大【穂発芽耐性、秋播性付与】 - 土壌病害の発生拡大【病害抵抗性（縞萎縮病、萎縮病）】	なないろは 【多収性、穂発芽耐性、縞萎縮病】
中国・四国	さぬきの夢 2009 せときらら			せとのほほえみ 【穂発芽耐性、病害虫抵抗性（縞萎縮病）、秋播性】
九州・沖縄	シロガネコムギ チクゴイズミ	気温上昇や降水量の増加による病害等の発生・被害の拡大【病害虫抵抗性（赤さび病、うどん粉病等）、穂発芽耐性、秋播性付与】		—

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（大豆）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 6 年度）

No.	品種名	シェア (%)
1	フクユタカ	15.4
2	里のほほえみ	10.0
3	ユキホマレ	6.1
4	リュウホウ	8.3
5	ユキホマレR	6.1

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和7年産大豆の農産物検査結果」（令和8年1月31日現在（速報値））に基づき当該品種作付面積推定100haを超える道県としている。

出典：農林水産省 大豆をめぐる事情

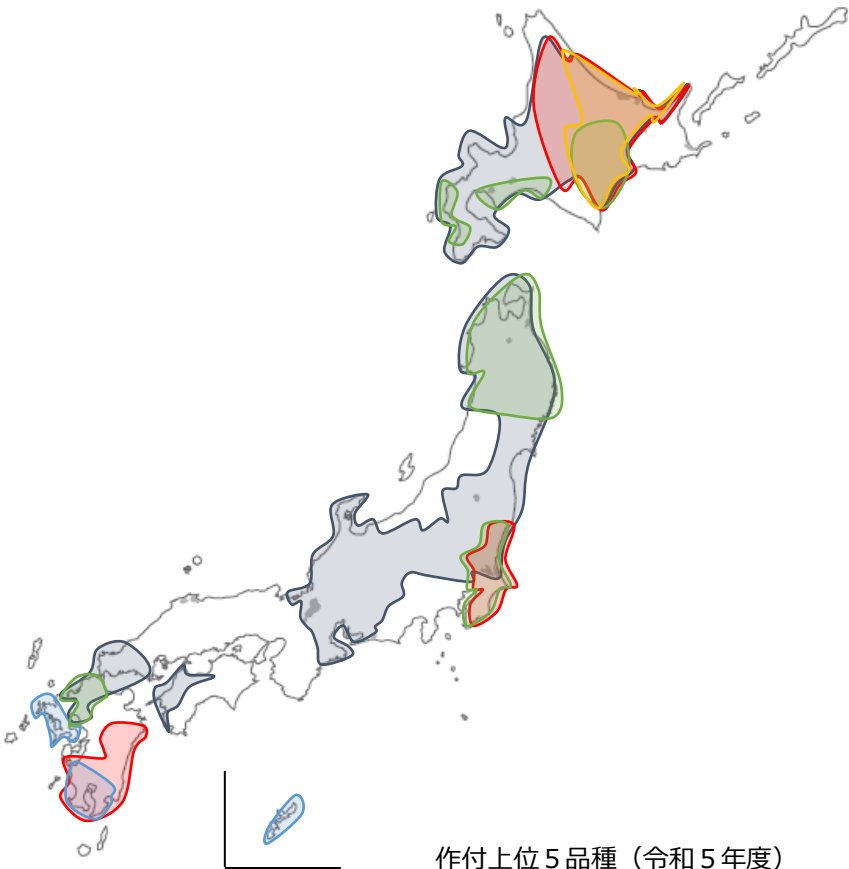
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質		課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
		共通課題	地域別課題	
北海道	ユキホマレ ユキホマレR	- 食料の安定供給の確保（輸入から国産への切り替えに向けた生産性の向上）【多収性】 - 気温上昇等による青立ちや小粒化等の発生・被害の拡大【気候変動に伴う生理障害耐性】	—	—
東北	リュウホウ		- 人手不足や規模拡大に伴う収穫作業の負担増加【機械収穫適性（難裂莢性、耐倒伏性）】 - 水田転換畑の大豆作への利用増加に伴う黒根腐病や茎疫病の発生【病害虫抵抗性（黒根病、茎疫病）】 - 生育期間の気温上昇や暴風雨の激化による葉焼病の発生・被害の拡大【病害虫抵抗性（葉焼病）】	そらひびき 【難裂莢性、耐倒伏性、多収性、病害虫抵抗性（葉焼病）】
北陸	里のほほえみ エンレイ			そらみずき 【難裂莢性、多収性、病害虫抵抗性（葉焼病）】
関東	里のほほえみ			そらみずき、そらたかく、そらみのり 【難裂莢性、耐倒伏性（そらたかく）、多収性、病害虫抵抗性（葉焼病）】
東海	フクユタカ フクユタカA1号			そらたかく、そらみのり 【難裂莢性、耐倒伏性（そらたかく）、多収性、病害虫抵抗性（葉焼病）】
近畿	フクユタカ ことゆたかA1号			そらたかく、そらみのり 【難裂莢性、耐倒伏性（そらたかく）、多収性、病害虫抵抗性（葉焼病）】
中国・四国	サチユタカ サチユタカA1 フクユタカ			そらたかく、そらみのり、きらゆたか 【難裂莢性、耐倒伏性（そらたかく）、多収性、病害虫抵抗性（葉焼病）】
九州・沖縄	フクユタカ			

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（ばれいしょ）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 5 年度）

No.	品種名	シェア（%）
1	コナヒメ	16.9
2	男爵薯	14.1
3	トヨシロ	9.1
4	メークイン	8.0
5	ニシユタカ	7.8

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和 6 年度いも・でん粉に関する資料」で当該品種作付面積50haを超える道県としている。北海道内の分布は「北海道における馬鈴しょの概況」（北海道農産基金協会）に基づき作成。

出典：農林水産省 令和6年度いも・でん粉に関する資料

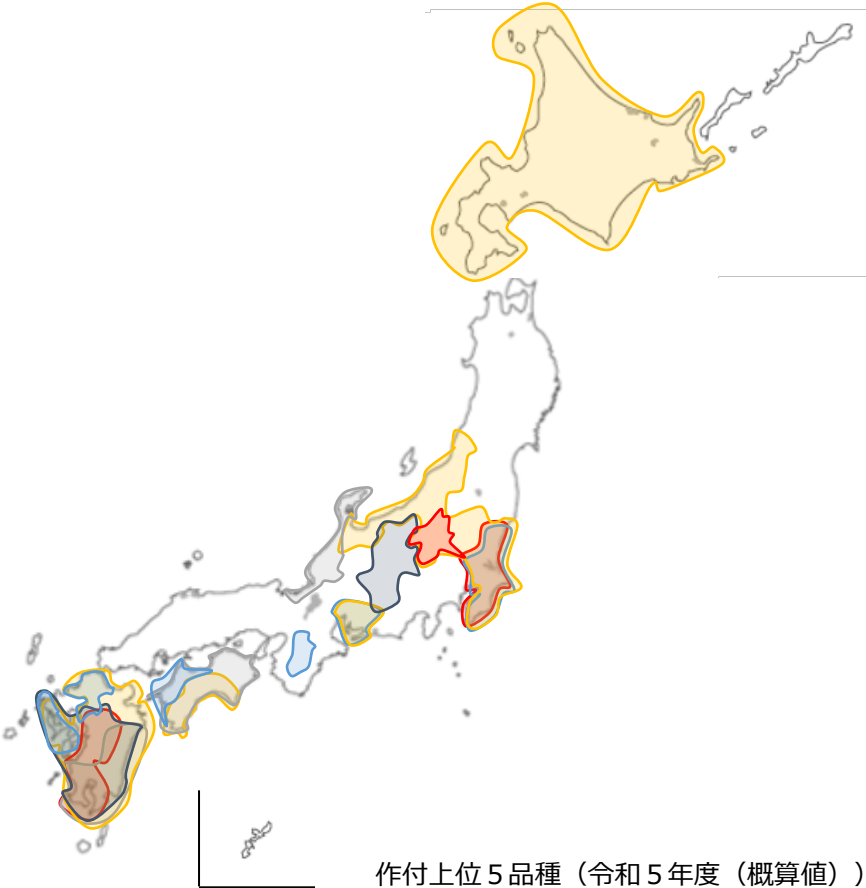
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質	課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
北海道	コナヒメ 男爵薯 メークイン トヨシロ		きたかむい・ゆめいころ 【多収性、病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ）】 しんせい 【貯蔵性、病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ）】 北育33号 【病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ・ウイルス病）、打撲黒変耐性】
東北	男爵薯 メークイン	● 人手不足や規模拡大に伴う収穫作業の負担増加【機械収穫適性（打撲黒変耐性、皮むけ耐性）、種子播栽培適性】 ● 食料の安定供給の確保【多収性、貯蔵性】 ● 高温・干ばつによる生理障害（収量・でん粉価・品質低下）【高温・干ばつ耐性】 ● 気候変動に伴う病害虫の被害の深刻化【病害虫抵抗性（ウイルス病、青枯病、軟腐病等）】 ● ジャガイモシストセンチュウ等の発生・被害の拡大【病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ等）】	※生産量の約 9 割は北海道及び九州・沖縄地域で生産されていることから、これら地域で普及する品種が同様に普及すると見込む。
北陸			
関東			
東海			
近畿			
中国・四国			
九州・沖縄	ニシユタカ メークイン		ながさき黄金 【病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ・ウイルス病、青枯病）】 アイマサリ 【多収性、病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ・ウイルス病）】 しまあかり 【多収性、病害虫抵抗性（ジャガイモシストセンチュウ）】

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（かんしょ）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 5 年度（概算値））

No.	品種名	シェア (%)
1	ベにはるか	24.7
2	コガネセンガン	20.2
3	シルクスweet	9.7
4	高系14号	7.6
5	ベニアズマ	6.9

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和 6 年度いも・でん粉に関する資料」で当該品種作付面積25haを超える道県としている。

出典：農林水産省 令和6年度いも・でん粉に関する資料

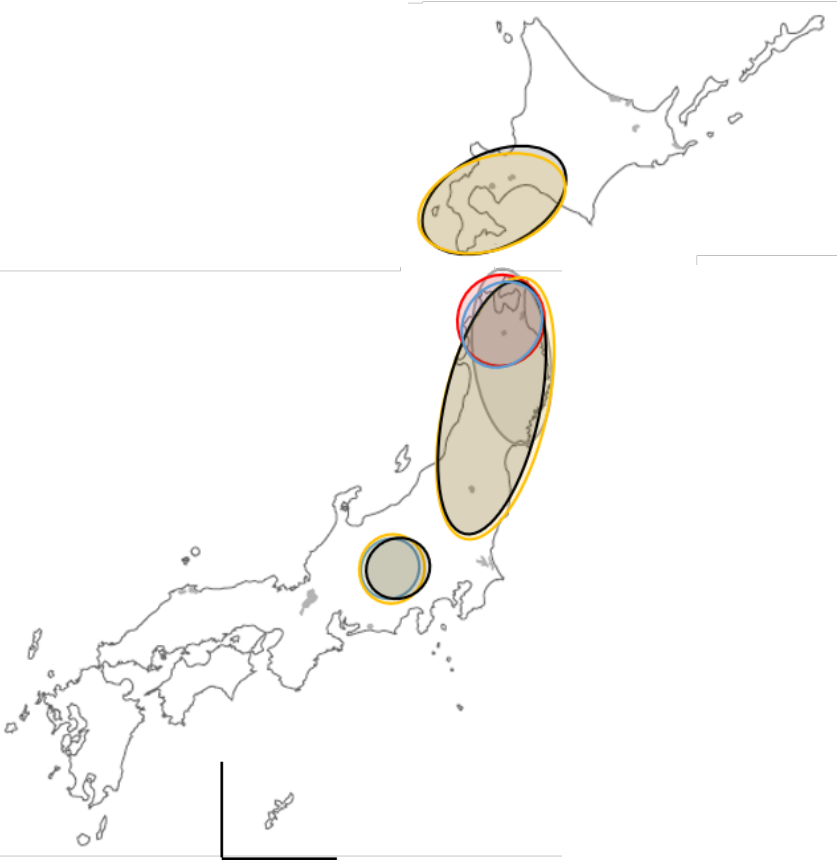
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質	課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
北海道	ベにはるか	● 人手不足や規模拡大に伴う作業の負担増加【機械移植適性、機械収穫適性】 ● 食料の安定供給の確保【多収性】 ● 高温・干ばつによる生理障害（収量・品質低下）【高温・干ばつ耐性】 ● サツマイモ基腐病等の病虫害の発生【病虫害抵抗性（サツマイモ基腐病等）】	ゆめほと 【機械移植適性、機械収穫適性、多収性、病虫害抵抗性（基腐病等）】 ゆきこまち 【多収性】
東北	ベニアズマ		
北陸	高系14号		
関東	ベにはるか シルクスweet ベニアズマ		ゆめほと 【機械移植適性、機械収穫適性、多収性、病虫害抵抗性（基腐病等）】 あまはづき 【多収性、病虫害抵抗性（ネコブセンチュウ等）】
東海	ベニアズマ		
近畿	ベニアズマ 高系14号		
中国・四国	高系14号		
九州・沖縄	ベにはるか コガネセンガン		こないしん、みちしずく、ベにひなた、コガネタイガン 【多収性、病虫害抵抗性（基腐病等）】

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（りんご）

現在の主な品種の普及状況



作付上位5品種（令和5年度）

No.	品種名	シェア（%）
1	ふじ	47.3
2	つがる	10.4
3	王林	7.3
4	ジョナゴールド	6.7
5	シナノスイート	3.4

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和5年度特産果樹生産動態等調査」で当該品種作付面積およそ50haを超える県（地域）を中心としている。

出典：令和5年度特産果樹生産動態等調査

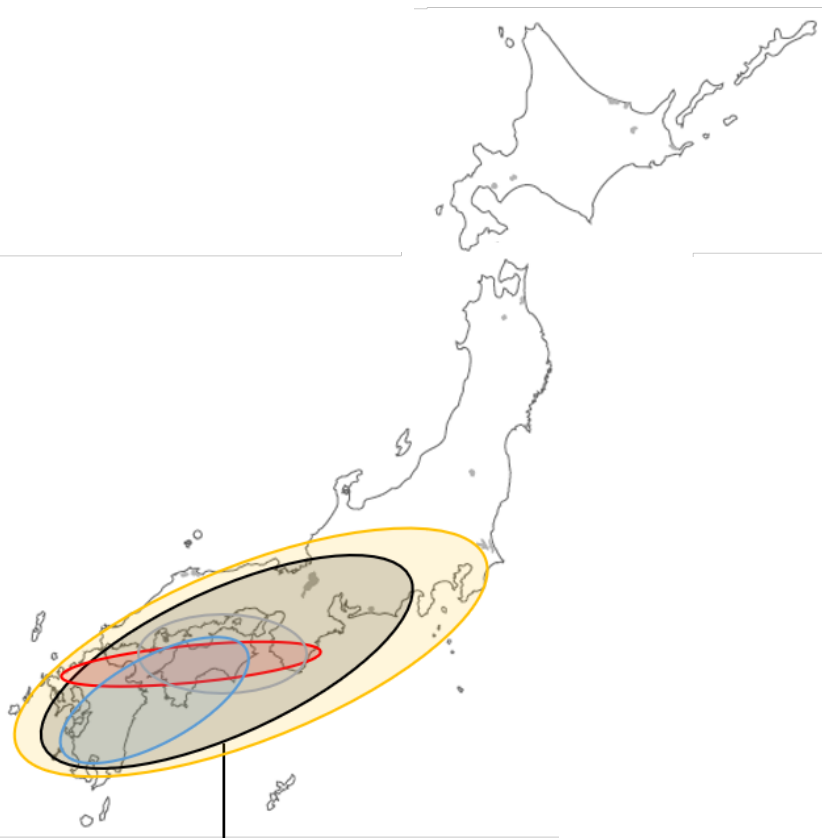
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質		課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
		共通課題	地域別課題	
北海道	つがる		—	紅みのり 【高温着色性、日持ち性】
東北	ふじ	- 人手不足や規模拡大に伴う整枝・せん定、収穫作業の負担増【カラムナー性】 - 人手不足や規模拡大に伴う人工受粉等の結実管理作業の負担増【自家和合性】 - 人手不足や規模拡大に伴う摘果等の結実管理作業の負担増【自家摘果性】 - 気候変動に伴う病害虫の発生頻度の上昇、被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性（黒星病、斑点落葉病、褐斑病）】 - 高品質な果実の海外需要の拡大に伴う品質の維持【日持ち性】	気温上昇による着色不良等の生理障害の被害の拡大【高温着色性】	錦秋 【高温着色性、病害虫抵抗性（斑点落葉病）】 紅つるぎ 【カラムナー性】
北陸				
関東				
東海				
近畿 中国・四国 九州・沖縄	—	—	—	—

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（かんきつ）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 5 年度）

No.	品種名	シェア (%)
1	うんしゅうみかん	65.1
2	シラヌヒ	4.1
3	イヨカン	2.8
4	ハッサク	2.5
5	ボンカン	2.5

出典：令和5年度特産果樹生産動態等調査
※香酸カンキツ（ユズ）を除く

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和5年度特産果樹生産動態等調査」で当該品種作付面積およそ50haを超える県（地域）を中心としている。

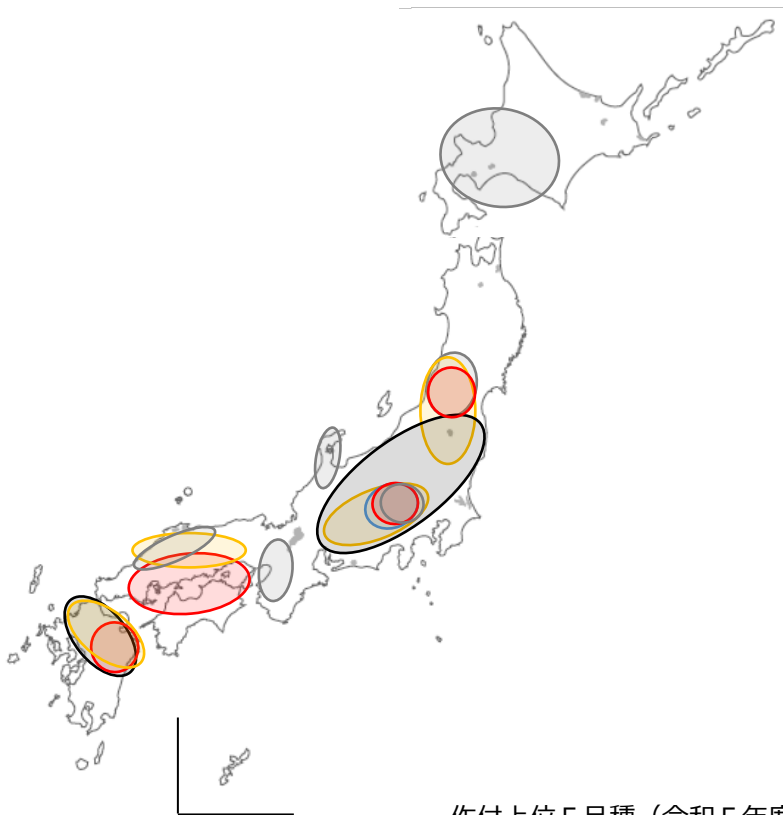
各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質	課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
北海道 東北 北陸	—	—	—
関東	うんしゅう みかん	● 気温上昇による着色不良、浮皮等の生理障害の発生、被害の拡大【高温着色性、難浮皮性】 ● 気候変動に伴う病害虫の発生頻度の上昇、被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性（かいよう病、そうか病、黒点病）】 ● 高品質な果実の海外需要の拡大に伴う品質の維持【日持ち性】 ● 隔年結果の発生に伴う生産量の不安定化【安定して着花する形質】	みはや 【高温着色性、難浮皮性、病害虫抵抗性（そうか病）】
東海			
近畿			
中国・四国			
九州・沖縄			

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（ぶどう）

現在の主な品種の普及状況



作付上位 5 品種（令和 5 年度）

No.	品種名	シェア (%)
1	シャインマスカット	25.9
2	巨峰	20.0
3	ピオーネ	14.4
4	デラウェア	12.8
5	甲州	4.6

※地図上の品種普及状況の色付けは、「令和 5 年度特産果樹生産動態等調査」で当該品種作付面積およそ50haを超える県（地域）を中心としている。

出典：令和5年度特産果樹生産動態等調査

各地域における主な普及品種と求められる形質

地域	主な普及品種	生じている課題と求められる形質		課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
		共通課題	地域別課題	
北海道	デラウェア	- 気候変動に伴う病害虫の発生頻度の上昇、被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性（べと病、黒とう病、晩腐病）】 - 高品質な果実の海外需要の拡大に伴う品質の維持【日持ち性】	—	—
東北	デラウェア、シャインマスカット			—
北陸	巨峰			—
関東	シャインマスカット、巨峰		気温上昇による着色不良、被害の拡大【高温着色性】	—
東海	巨峰、シャインマスカット			—
近畿	デラウェア			—
中国・四国	ピオーネ、シャインマスカット			—
九州・沖縄	巨峰、シャインマスカット			グロースクローネ【高温着色性】

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋

育成・普及すべき重要品種の考え方（野菜・花き）

野菜・花きにおいて生じている課題と求められる形質

	生じている課題と求められる形質	課題に対応可能な既存品種と有する形質（例）
野菜	[品目共通] ● 人手不足や規模拡大に伴う作業の負担増加【機械収穫適性】 ● 食料の安定供給の確保【多収性】 ● 気候変動に伴う病害虫の被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性】 [果菜類] ● 人手不足や規模拡大に伴う作業の負担増加【単為結果性等】 ● 気温上昇による生理障害の発生・被害の拡大【裂果への耐性、花芽分化抑制への耐性等】	（トマト）桃太郎ブライト、愛夏等 食料の安定供給の確保【多収性】 気温上昇による生理障害の発生・被害の拡大【裂果への耐性】 気候変動に伴う病害虫の被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性（黄化葉巻病、葉かび病、半身萎凋病等）】 （キュウリ）緑夏、あすとり等 気候変動に伴う病害虫の被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性（黄化えそ病等）】
	[葉根菜類] ● 気温上昇による生理障害の発生・被害の拡大【腐敗症状への耐性、干ばつ耐性等】	（ネギ）夏もえか等 気温上昇による生理障害の発生・被害の拡大【腐敗症状への耐性】
花き	● 気温上昇による早期開花もしくは遅延、生育阻害の発生・被害の拡大【高温耐性】 ● 気候変動に伴う病害虫の発生頻度の上昇、被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性】 ● 輸送中の品質の低下【日持ち性】	（カーネーション） ゆめかれん等 気候変動に伴う病害虫の発生頻度の上昇、被害の深刻化による収量の減少【病害虫抵抗性（萎凋細菌病）】 （ダリア） エターニティシャイン等 輸送中の品質の低下【日持ち性】

※野菜・花きの品目においては産地や生産者によって栽培品種が異なっているため、全体的な課題として整理する。

※課題に対応可能な既存品種は品種登録出願公表されたものから抜粋